大會抄錄

元朝江南行臺の成立

堤　一　昭

クビライ・カアンの至元十三年（一二七六）正月、バヤンを總指令官とする元軍は臨安郊外に達し、南宋朝は事實上その命を閉じた。バヤンは宋の皇室を伴って凱旋し、副將のアジュもその後、揚州陥落後に北歸して兩者は再び江南に戻ることはなかった。この年夏に勃發したシリギの反亂に伴うモンゴリア、中央アジア情勢の激變に對應するため、それぞれカラコルム、ビシュバリク方面に派遣されたからである。

ではバヤン、アジュを缺いて、元朝の江南支配の體制作りはどのように行われたのか。配下の諸將が據點より南下し征服を進めていき、その進軍路に沿って、湖廣・江西・江淮（後に江浙、一時は福建も）の江南三行省が形成されていったことは知られている。行省の軍事的機能が行院として分離することもあった。

行省に比べ、行御史臺の重要性は從來餘り注目されていなかった。これは至元十四年にジャライル國王家のセンウを長として最初揚州に設立されたものである。バヤンの南征と同時に、彼は五投下の軍を率い、淮西から南下し臨安、揚州の攻略に參加した。行臺が江南の行省への監察權を有すること、行省高官と比して彼の家格が高いことからしても、その存在は大きかったと考えられる。設立にいたる政治狀況とその後、行臺高官の系譜、行臺の機能、行省との關係等を探りながら、元朝の江南支配體制を考察してみたい。

漢代の察舉科目「明經」の性格

西　川　利　文

漢代の官吏登用法は、孝廉・賢良・方正など性格の異なるさまざまな察舉科目が存在し、一つの體系を形成していた。この中に明經も含まれるが、明經は當初から察舉科目として存在したのではなかった。

明經は、文字通り「經書・經學に明るい」ことを意味し、最初は個人の儒學に對する學力を評價する言葉として存在した。そしてそれが、儒學の官學化の進展に伴って、屬吏あるいは官僚を採用する際の基準となり、最終的に「明經科」という察舉科目が出現すると考えられる。

このような經緯をたどったことによって、明經がいつごろ察舉科目として成立するかについて、研究者によって見解の相違が見られる。またこれと關連して、それがどのような性格の察舉科目であったかにも見解の相違がある。すなわち、明經科は、毎年定期的に察舉が行われた（常科）のか、それとも不定期であった（制科）のかという點と、明經科に察舉された者が最初にどの官に就官するかという點である。

そこで本報告では、明らかに察舉が行われたと判明する明經察舉

の詔と、「擧明經」と記され明經科に察擧されたと考えられる者の分析を中心として、察擧科目としての明經科の性格を検討したい。

唐代即位儀禮の再検討

金子修一

中國の即位儀禮については、初め西嶋定生氏が、天子即位—皇帝即位の順で漢代の即位儀禮が構成されていることを示され（「漢代における即位儀禮」『中國古代國家と東アジア世界』所收）、次いで尾形勇氏が西嶋氏の所説を敷衍され、唐代までの即位儀禮は基本的に天子即位—皇帝即位の二段階から成っていることを示された（「中國の即位儀禮」『東アジア世界における日本古代史講座』九）。

しかるに最近、松浦千春氏は西嶋氏の天子即位の史料解釋を批判され（「漢より唐に至る帝位繼承と皇太子」『歴史』八〇）、さらに唐代の第一段階の即位が天子即位であることを明確に否定された（「唐代後半期の即位儀禮について」『一關工業高等專門學校研究紀要』二八）。また報告者も、唐代の即位儀禮の中心が第二次即位の册・寶の授受にあることを指摘した（拙稿「唐の太極殿と大明宮」『山梨大學教育學部研究報告』四四）。

殘る問題は、先帝存命中の讓位の即位儀禮である。唐代では、先帝の讓位を受けた太宗・玄宗・肅宗に即位時の告天が見られる。また、各王朝の初代の皇帝は、最初に皇帝として告天してから天子を名乘っている。こうした內禪・外禪を問わず見られる讓位の即位の告天と、先帝の崩御による傳位の即位に天子即位が見られないことは統一的に理解され、傳位の場合にのみ祖靈が介在するものと思う。從って、傳位の第一次即位における皇太子の役割は、葬儀の主宰にあるのであろう。

六朝官人の政治意識

中村圭爾

六朝貴族が現實にしばしば官僚的形態をとることは周知の事實である。一方、六朝貴族がその存在において王朝を前提とせず、自體鄉里社會を基盤とした政治社會上の支配者であったこともよくいわれる。では貴族にとって、官人であることはいかなる意味をもつのか、あるいは、貴族にとって官僚の地位、ひいては王朝はいかなるものと認識されていたか、ここでいう政治意識とはそのような意味でもちいることばであり、この疑問への解答を用意することで中國古代の官僚制支配の意味と、六朝貴族制の一側面をあきらかにしようとするのが本發表の主眼である。

六朝官人には、官僚的存在に一種の嫌惡感、または拒絶感を示すかのようにみえるところがある。例えば、任官要請に應じる表現である「屈」、任官を正當化するために用いられる「親老家貧」という事情、俸祿の散賜という形で現れる俸祿の否定、脫俗隱遁的氣風等々からは、任官が不本意であり、それがやむをえざる選擇であったかのように感じさせられる。官人の職責に關しても、いわゆる俗